

介護保険サービス

介護保険サービスは、要介護の認定を受けた方と、要支援の認定等を受けた方では、利用できるサービスの内容が異なります。詳細は下配の表をご確認ください。

	種類	要支援の方の利用の可否
自宅で利用するサービス（訪問系サービス）	訪問介護(ホームヘルプ)	○※2
	夜間対応型訪問介護※1	×
	訪問入浴介護	○
	訪問看護	○
	訪問リハビリテーション	○
	居宅療養管理指導	○
施設に通い（泊り）利用するサービス（通所系サービス）	通所介護（デイサービス） *定員19人以上	○※2
	地域密着型通所介護※1（小規模なデイサービス）*定員18人以下	○※2
	認知症対応型通所介護※1（認知症対応型デイサービス）	○
	通所リハビリテーション(デイケア)	○
	短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)	○
	短期入所療養介護(医療施設等のショートステイ)	○
24時間対応で利用できるサービス（訪問・通所系）	定期巡回・随時対応型※1 訪問介護看護*「訪問系」サービス	×
	小規模多機能型居宅介護※1 *「訪問系」+「通所(宿泊)系」サービス	○
	看護小規模多機能型居宅介護※1 *「訪問系」+「通所(宿泊)系」サービス	×
生活環境を変えるサービス	福祉用具貸与レンタル) ※4	○
	特定福祉用具販売	○
	住宅改修	○
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護※1	△(要支援2のみ)
	特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)	○※3
	地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等） ※1	×
施設系サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	×
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※1	×
	介護老人保健施設	×
	介護療養型医療施設	×
	介護医療院	×

※1「地域密着型サービス」です。地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう

※2 要支援の方が利用できる訪問介護。通所介護。地域密着型通所介護は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスに移行しました。

※3 入居時要介護の方のみを対象とした施設もあります。

※4 軽度者(要介護1・要支援の方)は、一部利用対象外の種目があります。

介護保険サービス事業所の種類

種類	概要
居宅介護支援	利用者や家族の意向に応じて、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、個々のサービス事業者との利用調整を行います。
訪問介護	自宅を訪問するホームヘルパーにより、入浴等を介助する身体介護、掃除・洗濯等の生活援助が受けられるサービスです。※横浜市訪問型生活援助サービスを含む。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じて、訪問介護サービスやオペレーションサービスを提供します。
訪問入浴介護	看護職員や介護職員が自宅を訪問し、居室内に浴槽を運び込み、3名ほどが1チームとなって入浴サービスを提供します。
訪問介護	在宅療養している人で、通院が困難な場合に主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師による、療養上の世話等を受けられるサービスです。
リハビリテーション	在宅療養している人で、通院が困難な場合に主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師による、療養上の世話等を受けられるサービスです。
通所介護（デイサービス）	定員19人以上のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。
地域密着型通所介護（デイサービス）	定員18人以下の小規模なデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴は食事の介助、リハビリやレクリエーションや日常生活上の介護を受けられるサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設等へ通い、リハビリテーションや日常生活上の介護を受けられるサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24時間訪問介護と訪問看護が連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応・訪問を行うサービスです。

小規模多機能型居宅介護	利用者の住み慣れた地域で、事業所への通いによるサービス中心に、スタッフが利用者宅を訪問したり、事業所に宿泊したりすることができるサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせ、介護と看護を一体的に提供します。
福祉用具貸与（レンタル）・特定福祉用具販売	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。貸与になじまない福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の方が、家庭的な雰囲気の中、5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けます。
特定施設入居者生活介護定（介護付有料老人ホーム）	介護保険の背邸を受けた介護付有料ろうじんホーム等に入居し、食事・入浴・排泄などに関わる介護やリハビリが受けられます。
軽費老人ホーム・ケアハウス	60歳以上（どちらかが60歳以上の夫婦）で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立しての生活が不安で、かぞくの援助が受けられない方の施設です。
介護老人福祉施設・短期入所生活介護（ショートステイ）	入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行う施設です。
介護老人保健施設・短期入所療養介護（ショートステイ）	自立した自常生活を営むことができるように日常生活動作のリハビリ等を行いながら、在宅生活復帰を目指す施設です。

川和地域の介護保険サービス事業所

種類	事業所名	TEL	所在地
居宅介護支援	タカノ スプリングケアプラン	045-930-1534	川和町639
	指定居宅介護支援事業者 わかば	045-941-3301	川和町2674-83
訪問介護	学研ココフアン横浜川和ヘルパーセンター	045-938-0120	川和町255-1
	愛ヘルパーサービス	045-932-7183	川和町1424-1 エントピアA101
夜間対応型訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問介護	若葉会訪問看護ステーション	045-944-1681	川和町2674-83
リハビリテーション			
通所介護(デイサービス)			
地域密着型通所介護(デイサービス)			
認知症対応型通所介護(デイサービス)	シニア リハビリ&フィットネス川和	045-929-3912	川和町120-3 ガーデンプラザ川和EAST1階
通所リハビリテーション(デイケア)			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設 若葉が丘わかば	045-948-1281	川和町2874-1
小規模多機能型居宅介護			
福祉用具貸与(レンタル)・特定福祉用具販売	タカノ 横浜営業所	045-931-4425	川和町639
	三和レンタル	045-929-0841	川和町2494-6
認知症対応型共同生活介護			
特定施設入居者生活介護定(介護付有料老人ホーム)	グループホーム 都筑の丘	045-944-0056	川和町1705
	ふじ寿か会 高齢者グループホーム そまやまの里	045-949-3026	川和町1813
軽費老人ホーム・ケアハウス			
介護老人福祉施設・短期入所生活介護(ショートステイ)			
介護老人保健施設・短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設若葉が丘	045-948-1281	川和町2674-1

その他サービス

横浜市では、介護保険サービスとは別に、介護の必要な高齢者の在宅生活を支援しています。また、介護保険の給付対象とならない方にも、自立生活の支援を目的としたサービスを提供します。区役所高齢障害支援課またはお近くの地域ケアプラザ等の地域包括支援センターにお問い合わせください。

在宅の要支援高齢者に対する支援

あんしん電話	ひとり暮らし等の高齢者を対象に、ご近所の方や救急とすぐ連絡できるよう、電話機に通報装置を取り付けます。利用にあたっては、自宅に固定電話の回線と電話機があることが必要です。 固定電話のために必要な料金のお支払いに加えて、市民税課税世帯の方は、毎月650円(税別)の通報装置使用料がかかります。
住環境整備	要支援または要介護に認定された方のうち、必要性が認められた方に身体状況に合わせた住宅改造の相談・助言や所得状況に応じた改造費の助成を行います(助成限度基準額100万円)。生計中心者の市民税額により、負担なし・1/10・1/4・1/2・3/4・全額のいずれかの自己負担となります。 ※必ず事前に区役所高齢・障害支援課に相談し、工事内容を確認し、助成額を決定します。 ※介護保険の住宅改修費支給(上限20万円)を優先的に適用します。
食事サービス	ひとり暮らしの中重度要介護者(要介護2以上及び要介護1・要支援の一部)等で食事の用意が困難な方のうち、食事に関するサービスの利用調整の結果、必要と認められた方に栄養バランスのとれた食事を直接訪問してお渡しし、あわせて安否確認を行います(1日1食、週5日まで)。事業所ごとに設定した食材料費等の実費相当額(700円以内)ただし治療食の場合は700円を超えることもあります)が自己負担となります。 ※ケアマネジャーや加賀原ケアプラザで事前相談(利用調整)が必要になります。
紙おむつ給付	生活保護世帯または市民税非課税世帯の方を対象に、要介護1～引に認定され、ねたきりまたは認知症の状態にあり、かつ在宅で介護を受けている場合に、紙おむつを給付します。生活保護世帯等は無料、市民税非課税世帯は1割の自己負担があります。なお、要介護度に応じて利用上限基準額があります。
外出支援サービス	おおむね65歳以上の要介護または要支援に認定された方等で、単独で公共交通機関(タクシーを含む)を利用して外出することが困難な方等(要支援の方については申請時に確認を行います)に専用車両により自宅と医療機関、福祉施設等の間を送迎します。 利用距離に応じた自己負担(車両保管場所を起点として乗車場所まで300円、以降1kmごとに150円増)となります

自立支援

生活支援ショートステイ	横浜市の被保険者であって要支援または要介護に認定されていないおおむね65歳以上の方で、介護者の不在や日常生活に支障がありひとり暮らしが困難な方や、在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じる恐れがある方等が、養護老人ホームに短期入所し、日常生活に対する支援を受けます。自己負担は利用料、食費、滞在費です。 ※施設による送迎を受けた場合は、送迎加算を算定。
訪問指導	物忘れが気になる方や体力に自信がない、食事がとりにくい方、気分が沈みがちな方等を対象に保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士がご自宅にうかがい、日々の生活へのアドバイス等を行います。
訪問歯科診療	歯科診療所への通院が困難な高齢者等の方を対象に横浜市歯科保健医療センターや各区歯科医師会の歯科医師が家庭訪問による歯科診療(保険診療)を行います。また、横浜市歯科保健医療センターでは、上記の対象者の他ご入院患者(施設入所者)、在宅重症心身障害児・者等の方を対象に訪問による歯科診療(保険診療)を行います。 お問合せ:横浜市歯科医師会 TEL045-681-1553 または各区高齢・障害支援課

認知症高齢者に対する支援

認知症高齢者保健福祉相談(物忘れ相談)	認知症の方やその家族等に対し、専門医、ソーシャルワーカー、保健師等が、面接・訪問により相談を行います。
---------------------	---

<p>横浜市認知症 高齢者等SOS ネットワーク</p>	<p>認知症の人が行方不明になったとき、できるだけ早く発見するための仕組みです。行方不明となるおそれのある認知症の方について、本人の特徴等の情報の事前登録ができます。</p> <p>また、認知症の人が保護されたとき、早期に身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。</p>
<p>よこはま認知症 コールセンター</p>	<p>認知症の方やその家族等からの各種相談に対し、認知症介護の経験者や専門家等が精神面を含めた様々な支援を電話相談により行います。相談内容により、支援機関等へつながるよう情報を提供します。</p> <p>TEL045-662-7833 火・木・金曜日(午前10時～午後4時)(祝日を含む、年末年始を除く)</p>
<p>横浜市認知症 疾患医療セン ター</p>	<p>保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人横浜市総合保健医療財団 横浜市総合保健医療センター 総合相談室 TEL045-475-0103 月～金曜日午前8時45分～午後5時30分(祝日、年末年始を除く) ・社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院 療養福祉相談室 TEL045-576-3000 月～金曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く) ・医療法人積愛会 横浜舞岡病院 医療相談室 TEL045-822-2169 月～土曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く) ・公立大学法人 横浜市立大学附属病院 患者サポートセンター TEL045-787-2852 月～金曜日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)